

広島県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十二年九月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

千代田八千代線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
安芸高田市八千代町向山字後山六九四番一地从先から 安芸高田市八千代町上根字源田七六番一三地从先まで	〇 〽 一一・二二〇 二九・六	〇 〽 一一・二二〇 二九・六	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル) ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一七六・〇〇 メートル